

第668回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成25年 11月 12日（火）12時より
 - 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
 - 3、議題等（敬称略）
 - （1）通関関係書類の電磁記録による提出状況について（資料なし）
業務部 阿部 上席審査官（通関総括第1部門）
 - （2）通関関係書類を電磁的記録により提出した場合の「輸出入の許可の日から3日以内に原本を書面により提出又は提示する必要がある書類等の取扱い」の一部変更（他法令関係）について（資料なし）
業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）
 - （3）経産省・環境省主催のバーゼル法等説明会について（資料なし）
業務部 長山統括審査官（通関総括第4部門）
 - （4）輸出入統計品目表の一部改正及び分類例規の一部改正について
（資料1-1～1-3）
業務部 古賀 首席関税鑑査官
 - （5）知的財産侵害物品取締強化期間への協力依頼について
業務部 強矢 知的財産調査官
- 4、その他・連絡事項等

開催予定日 平成25年 12月 10日（火） 12:00～
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください
公益財団法人日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758
E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
29.29	その他の窒素官能基を有する化合物			29.29	その他の窒素官能基を有する化合物		
2929.10	－ イソシアナート			2929.10	－ イソシアナート		
	100 ー トルエンジイソシアナート（トリレンジイソシアナート）		KG	100	ー トリレンジイソシアナート		KG
	200 ー ジフェニルメタンジイソシアナート		KG	200	ー ジフェニルメタンジイソシアナート		KG
	900 ー その他のもの		KG	900	ー その他のもの		KG
2929.90	(省略)			2929.90	(同左)		
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
3824.10	(省略)			3824.10	(同左)		
3824.83				3824.83			
3824.90	－ その他のもの			3824.90	－ その他のもの		
	100 ー 小売用の容器入りにした修正液	NO	KG	100	ー 小売用の容器入りにした修正液	NO	KG
	900 ー その他のもの		KG	200	ー 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）	NO	KG
				900	ー その他のもの		KG
38.25	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物			38.25	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		
3825.10	－ 都市廃棄物			3825.10	－ 都市廃棄物		

輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	--- 第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物				--- 第16部の物品（家庭用のものに限る。）の都市廃棄物		
	120 ---- 第8517.12号の機器のもの	NO	KG	110 120	---- 第84.71項の機械のもの ---- 第8517.12号の機器のもの	NO	KG
	130 ---- 第85.28項の機器のもの	NO	KG	130	---- 第85.28項の機器のもの	NO	KG
	190 ---- その他のもの		KG	190	---- その他のもの		KG
	900 --- その他のもの		KG	900	--- その他のもの		KG
72.09	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。） - 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの			72.09	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が600ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。） - 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いたもの		
7209.15 S	(省略)			7209.15 S	(同左)		
7209.17				7209.17			
7209.18	--- 厚さが0.5ミリメートル未満のもの			7209.18	--- 厚さが0.5ミリメートル未満のもの		
	010 ---- 発生品		KG	010	---- 発生品		KG
	---- その他のもの				---- その他のもの		
	091 ----- 高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限るものとし、ブリキ原板を除く。）		KG	091	----- 高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）		KG
	092 ----- ブリキ原板		KG	092	----- ブリキ原板		KG
	099 ----- その他のもの		KG	099	----- その他のもの		KG
7209.25				7209.25			

輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
5 7209.90	(省 略)			5 7209.90	(同 左)		
73.07	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）			73.07	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）		
7307.11	(省 略)			7307.11	(同 左)		
5 7307.29	(省 略)			5 7307.29	(同 左)		
7307.91	000 — その他のもの — フランジ		KG	7307.91	— その他のもの — フランジ		KG
				100	---- 合金鋼のもの		KG
				900	---- その他のもの		KG
7307.92	(省 略)			7307.92	(同 左)		
5 7307.99	(省 略)			5 7307.99	(同 左)		
84.70	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機			84.70	計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機		
8470.10	(省 略)			8470.10	(同 左)		
5 8470.30	(省 略)			5 8470.30	(同 左)		
8470.50	000 — 金銭登録機		NO	8470.50	— 金銭登録機		NO
				100	— 単能式のもの		NO

輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
8470.90	(省 略)			8470.90	900 --- その他のもの (同 左)		NO
85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。） 、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。） 、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置			85.18	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。） 、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。） 、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置		
8518.10	(省 略) － 拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）			8518.10	(同 左) － 拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）		
8518.21	000 --- 単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）		NO	8518.21	--- 単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）		
8518.22				100 900 ---- 自動車のもの ---- その他のもの		NO	NO KG
8518.22 S	(省 略)			8518.22 S	(同 左)		
8518.90				8518.90			
85.27	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） － ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）			85.27	ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） － ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。）		
8527.12				8527.12			

輸出統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
8527.13		(省 略)			8527.13		(同 左)		
<u>8527.19</u>	<u>000</u>	<u>--- その他のもの</u>		<u>NO</u>	<u>8527.19</u>		<u>--- その他のもの</u>		
					<u>910</u>		<u>---- FMチューナーを内蔵するもの</u>		<u>NO</u>
					<u>990</u>		<u>---- その他のもの</u>		<u>NO</u>
8527.21		(省 略)			8527.21		(同 左)		
8527.99					8527.99				
90.06		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用の せん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を 除く。）			90.06		写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用の せん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を 除く。）		
9006.10		(省 略)			9006.10		(同 左)		
9006.40		- その他の写真機			9006.40		- その他の写真機		
9006.51		(省 略)			9006.51		(同 左)		
9006.52					9006.52				
<u>9006.53</u>	<u>000</u>	<u>--- その他のもの（幅が35ミリメートルのロール フィルムを使用するものに限る。）</u>		<u>NO</u>	<u>9006.53</u>		<u>--- その他のもの（幅が35ミリメートルのロール フィルムを使用するものに限る。）</u>		
					<u>100</u>		<u>---- フィルムを交換する機能を有しないもの</u>		<u>NO</u>
					<u>900</u>		<u>---- その他のもの</u>		<u>NO</u>
9006.59		(省 略)			9006.59		(同 左)		
9006.99					9006.99				

輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
01.06	その他の動物（生きているものに限る。） － 哺乳類			01.06	その他の動物（生きているものに限る。） － 哺乳類		
0106.11 S	(省 略)			0106.11 S	(同 左)		
0106.14 0106.19	--- その他のもの			0106.14 0106.19	--- その他のもの		
	<u>010</u> ---- 食肉目	<u>NO</u>	<u>KG</u>		<u>012</u> ----- フェレット	<u>NO</u>	<u>KG</u>
					<u>019</u> ----- その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
	030 ---- 翼手目	NO	KG	030	---- 翼手目	NO	KG
	---- 齧歯目				---- 齧歯目		
	041 ----- ハムスター	NO	KG	041	----- ハムスター	NO	KG
	042 ----- モルモット	NO	KG	042	----- モルモット	NO	KG
	044 ----- チンチラ	NO	KG	044	----- チンチラ	NO	KG
	045 ----- りす	NO	KG	045	----- りす	NO	KG
	046 ----- ラット	NO	KG	046	----- ラット	NO	KG
	047 ----- マウス	NO	KG	047	----- マウス	NO	KG
	049 ----- その他のもの	NO	KG	049	----- その他のもの	NO	KG
	090 ---- その他のもの	NO	KG	090	---- その他のもの	NO	KG
0106.20	(省 略)			0106.20	(同 左)		
	－ 鳥類				－ 鳥類		
0106.31 S	(省 略)			0106.31 S	(同 左)		
0106.33 <u>0106.39</u>	--- その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	0106.33 <u>0106.39</u>	--- その他のもの		
				<u>010</u>	---- はと目	<u>NO</u>	<u>KG</u>

輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
0106.41 \$ 0106.90	(省 略)			0106.41 \$ 0106.90	(同 左)		
29.29 2929.10	その他の窒素官能基を有する化合物 － イソシアナート			29.29 2929.10	その他の窒素官能基を有する化合物 － イソシアナート		
	020 ー ジフェニルメタンジイソシアナート		KG	020 ー ジフェニルメタンジイソシアナート			KG
	010 ー トルエンジイソシアナート (トリレンジイソシアナート)		KG	010 ー トリレンジイソシアナート			KG
	090 ー その他のもの		KG	090 ー その他のもの			KG
2929.90	(省 略)			2929.90	(同 左)		
38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。) において生産される化学品及び調製品 (天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)			38.24	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業 (類似の工業を含む。) において生産される化学品及び調製品 (天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。)		
3824.10 \$ 3824.83 3824.90	(省 略)			3824.10 \$ 3824.83 3824.90	(同 左)		
	－ その他のもの			－ その他のもの			
	100 ー チューインガムベース (砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)		KG	100 ー チューインガムベース (砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。)			KG
	200 ー 脂肪酸混合物の誘導体		KG	200 ー 脂肪酸混合物の誘導体			KG
	300 ー ナフテン酸並びにその塩 (水溶性のものを除く。) 及びエステル		KG	300 ー ナフテン酸並びにその塩 (水溶性のものを除く。) 及びエステル			KG

輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	--- その他のもの				--- その他のもの		
	910 ---- オクタブロモジフェニルオキシド及びヘプ タブロモジフェニルオキシドを主成分とす る混合物並びにジプロモネオペンチルグリ コールを主成分とする混合物		KG	910	---- オクタブロモジフェニルオキシド及びヘプ タブロモジフェニルオキシドを主成分とす る混合物並びにジプロモネオペンチルグリ コールを主成分とする混合物		KG
	920 ---- 5' - リボヌクレオチドカルシウム及び5' ' - リボヌクレオチドニナトリウム		KG	920	---- 5' - リボヌクレオチドカルシウム及び5' ' - リボヌクレオチドニナトリウム		KG
	---- その他のもの			991	----- 小売用の容器入りにした修正液	NO	KG
	992 ----- 修正テープ（交換用のものを含み、小売 用にしたものに限る。）	NO	KG	992	----- 修正テープ（交換用のものを含み、小売 用にしたものに限る。）	NO	KG
	999 ----- その他のもの		KG	999	----- その他のもの		KG
61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（ メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.06	女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス（ メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6106.10	（省略）			6106.10	（同左）		
6106.20				6106.20			
6106.90	- その他の紡織用繊維製のもの			6106.90	- その他の紡織用繊維製のもの		
	-- ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ 、ポロシャツその他これらに類するシャツ				-- ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ 、ポロシャツその他これらに類するシャツ		
	010 ---- <u>ししゆうしたもの、レースを使用したもの 及び模様編みの組織を有するもの</u>	NO	KG		---- <u>ししゆうしたもの、レースを使用したもの 及び模様編みの組織を有するもの</u>		
	030 ---- <u>その他のもの</u>	NO	KG	011	----- <u>羊毛製又は織獣毛製のもの</u>	NO	KG
				012	----- <u>その他のもの</u>	NO	KG
					---- <u>その他のもの</u>		

輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧					
統計番号		品名	単位		統計番号		品名	単位	
			I	II				I	II
82.07	020	--- その他のもの	NO	KG	82.07	013	----- 羊毛製又は織獣毛製のもの	NO	KG
						019	----- その他のもの	NO	KG
						020	--- その他のもの	NO	KG
			手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。） ）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削岩用又は土壤せん孔用の工具を含む。）					手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。） ）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、ねじ切り、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの。金属の引抜き用又は押し出し用のダイス及び削岩用又は土壤せん孔用の工具を含む。）	
8207.13		(省 略)			8207.13		(同 左)		
8207.80					8207.80				
8207.90		--- その他の互換性工具			8207.90		--- その他の互換性工具		
	010	--- 作用する部分にダイヤモンドを使用したもの		KG		010	--- 作用する部分にダイヤモンドを使用したもの		KG
						020	--- 作用する部分に焼結した金属炭化物を使用したもの		KG
	090	--- その他のもの		KG		090	--- その他のもの		KG
84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）			84.71		自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）		
8471.30					8471.30				

輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
§	(省 略)			§	(同 左)		
8471.60				8471.60			
8471.70	— 記憶装置			8471.70	— 記憶装置		
	010 --- 主記憶装置		NO	010	--- 主記憶装置		NO
	030 --- 磁気ディスク装置		NO	030	--- 磁気ディスク装置		NO
				<u>040</u>	<u>--- CD-ROM装置</u>		<u>NO</u>
	050 --- 光ディスク装置		NO	050	--- 光ディスク装置		NO
	090 --- その他のもの		NO	090	--- その他のもの		NO
8471.80				8471.80			
§	(省 略)			§	(同 左)		
8471.90				8471.90			
85.08	真空式掃除機			85.08	真空式掃除機		
	— 電動装置を自蔵するもの				— 電動装置を自蔵するもの		
8508.11	(省 略)			8508.11	(同 左)		
<u>8508.19</u>	<u>000 --- その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8508.19</u>	<u>--- その他のもの</u>		
				<u>010</u>	<u>---- 電池内蔵式のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>090</u>	<u>---- その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>
8508.60				8508.60			
§	(省 略)			§	(同 左)		
8508.70				8508.70			
85.29	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品			85.29	第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		
8529.10	(省 略)			8529.10	(同 左)		
8529.90	— その他のもの			8529.90	— その他のもの		

輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧				
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位		
		I	II			I	II	
95.03 9503.00	111	--- ディスプレイモジュール ---- 液晶式のもの ----- 画面対角が59センチメートル未満のもの	NO	KG	111	--- ディスプレイモジュール ---- 液晶式のもの ----- 画面対角が59センチメートル未満のもの	NO	KG
	112	----- 画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの	NO	KG	112	----- 画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの	NO	KG
	113	----- 画面対角が76センチメートル以上のもの	NO	KG	113	----- 画面対角が76センチメートル以上のもの	NO	KG
	190	---- その他のもの	NO	KG	190	---- その他のもの	NO	KG
	900	--- その他のもの	NO	KG	900	--- その他のもの	NO	KG
		三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル			95.03 9503.00	三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル		
	100	- 車輪付きがん具及び人形用乳母車 - 人形（人間を模したものに限る。）		KG	100	- 車輪付きがん具及び人形用乳母車 - 人形（人間を模したものに限る。）		KG
	210	--- 人形（服を着せてあるかないかを問わない。） --- 部分品及び附属品	NO	KG	210	--- 人形（服を着せてあるかないかを問わない。） --- 部分品及び附属品	NO	KG
	221	---- 衣類、衣類附属品、履物及び帽子		KG	221	---- 衣類、衣類附属品、履物及び帽子		KG
	229	---- その他のもの - がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）		KG	229	---- その他のもの - がん具（人間以外の生物又は動物を模したものに限る。）		KG

輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	--- 詰物をしたもの				--- 詰物をしたもの		
311	---- 繊維用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	NO	KG	311	---- 繊維用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	NO	KG
319	---- その他のもの	NO	KG	319	---- その他のもの	NO	KG
	--- その他のもの				--- その他のもの		
	---- 繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの				---- 繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		
				<u>321</u>	---- 繊維用繊維の織物製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
				<u>322</u>	---- 卑金属製のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
323	----- プラスチック製のもの	NO	KG	323	----- プラスチック製のもの	NO	KG
<u>329</u>	----- その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>				
390	---- その他のもの	NO	KG	390	---- その他のもの	NO	KG
	- パズル				- パズル		
410	--- 卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG	410	--- 卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG
490	--- その他のもの	NO	KG	490	--- その他のもの	NO	KG
	- 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具				- 電気式鉄道車両（線路、信号機その他の附属品を含む。）、縮尺模型の組立てキット並びにその他の組立てセット及び組立てがん具		
510	--- 卑金属製又はプラスチック製のもの		KG	510	--- 卑金属製又はプラスチック製のもの		KG
590	--- その他のもの		KG	590	--- その他のもの		KG
	- 楽器類（がん具に限る。）及びその他のがん具（セットにしたものに限る。）				- 楽器類（がん具に限る。）及びその他のがん具（セットにしたものに限る。）		
610	--- 繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG	610	--- 繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	NO	KG
690	--- その他のもの	NO	KG	690	--- その他のもの	NO	KG
	- その他のもの				- その他のもの		

輸入統計品目表改正

平成25年11月財務省告示第三百四十三号

新				旧			
統計番号	品名	単位		統計番号	品名	単位	
		I	II			I	II
	-- 繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの				-- 繊維用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの		
911	---- 繊維用繊維の織物製のもの	NO	KG	911	---- 繊維用繊維の織物製のもの	NO	KG
912	---- 卑金属製のもの	NO	KG	912	---- 卑金属製のもの	NO	KG
913	---- プラスチック製のもの	NO	KG	913	---- プラスチック製のもの	NO	KG
990	-- その他のもの	NO	KG	990	-- その他のもの	NO	KG

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
02.03項	<p>1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について</p> <p>豚肉について差額関税制度を設定している趣旨から、関税率表第0203.11号及び第0203.21号の「枝肉及び半丸枝肉」は、原則として、<u>畜産物の価格安定に関する法律施行規則別表第1に定める方法により整形した豚肉をいうものとする。</u></p> <p>具体的には、と体をはく皮又ははく毛し、内臓、頭部その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したものと及び胴で切断して2分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。</p>	02.03項	<p>1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について</p> <p>豚肉について差額関税制度を設定している趣旨から、関税率表第0203.11号及び第0203.21号の「枝肉及び半丸枝肉」は、原則として、<u>畜産物の価格安定等に関する法律施行規則別表第1に定める方法により整形した豚肉をいうものとする。</u></p> <p>具体的には、と体をはく皮又ははく毛し、内臓、頭部その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したものと及び胴で切断して2分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。</p>
0813.20 又は 0813.40	<p>1. プルーン、ブルーベリーの解釈について</p> <p>1. プルーンとはプラム（すもも）のうち乾燥果実に適する品種群に属するものをいう。すなわち、プラムにはヨーロッパ系、東亜系及び北米系の3系統があるが、このうちプルーンは、ヨーロッパ系のものであってPrunes domestica L.（学名）に属し、核を抜かなくても発酵しないで乾燥果実になるものをいう。</p> <p>2. ベリーとは、ユキノシタ科に属するすぐり、房すぐり、バラ科に属する木イチゴ及びツツジ科に属するブルーベリー、クランベリー等の灌木性の小果類の果実のことをいう。このうちブルーベリーとは、ツツジ科に属するVaccinium corymbosum L.（学名）、Vaccinium pennsylvanicum Lam.（学名）、及びVaccinium vacillans Sol.（学名）の小果実のことをいう。</p>	0813.20 又は 0813.40	<p>1. プルーン、ブルーベリーの解釈について</p> <p>1. プルーンとはプラム（すもも）のうち乾燥果実に適する品種群に属するものをいう。すなわち、プラムにはヨーロッパ系、東亜系及び北米系の3系統があるが、このうちプルーンは、ヨーロッパ系のものであってPrunes domestica L.（学名）に属し、核を抜かなくても発酵しないで乾燥果実になるものをいう。</p> <p>2. ベリーとは、ユキノシタ科に属するすぐり、房すぐり、バラ科に属する木イチゴ及び<u>シヤクナゲ科</u>に属するブルーベリー、クランベリー等の灌木性の小果類の果実のことをいう。このうちブルーベリーとは、ツツジ科に属するVaccinium corymbosum L.（学名）、Vaccinium pennsylvanicum Lam.（学名）、及びVaccinium vacillans Sol.（学名）の小果実のことをいう。</p>
2929.10	<p>1. <u>トルエンジイソシアナート(トリレンジイソシアナート)(Toluene Diisocyanate (Tolylene Diisocyanate))</u></p> <p>(省 略)</p>	2929.10	<p>1. <u>トリレンジイソシアナート (Tolylene Diisocyanate)</u></p> <p>(同 左)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

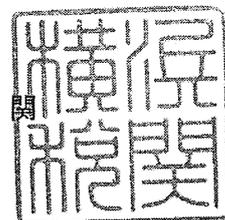
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3824. 90	<p>3. 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）</p> <p>修正テープ（輸入統計品目表 3824. 90-992）とは、白色顔料塗膜が塗布されたりボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に貼り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質にしたがって分類される（例えば、紙テープのシール（第4820. 90号））。</p>	3824. 90	<p>3. 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）</p> <p>修正テープ（<u>輸出統計品目表3824. 90-200、</u>輸入統計品目表 3824. 90-992）とは、白色顔料塗膜が塗布されたりボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に貼り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質にしたがって分類される（例えば、紙テープのシール（第 4820. 90号））。</p>
3825. 10	<p>1. 第16部の物品の都市廃棄物の分類について</p> <p>輸出統計品目表第 3825. 10 号の「第 16 部の物品（家庭用のものに限る。）」とは、通常家庭で使用する種類の物品をいう。</p> <p><u>(1) 「第 8517. 12 号の機器のもの」の例：携帯電話</u> <u>(2) 「第 85. 28 項の機器のもの」の例：テレビ、モニター、プロジェクター</u></p>	3825. 10	<p>1. 第16部の物品の都市廃棄物の分類について</p> <p>輸出統計品目表第 3825. 10 号の「第 16 部の物品（家庭用のものに限る。）」とは、通常家庭で使用する種類の物品をいう。</p> <p><u>(1) 「第 84. 71 項の機械のもの」の例：パーソナルコンピュータ、 携帯情報端末 (PDA: Personal Digital Assistants)</u> <u>(2) 「第 8517. 12 号の機器のもの」の例：携帯電話</u> <u>(3) 「第 85. 28 項の機器のもの」の例：テレビ、モニター、プロジェクター</u></p>

横 業 第 1 1 4 6 号
平成 25 年 11 月 12 日

横浜通関業会
専 務 理 事 殿

横 浜 税 関



知的財産侵害物品取締強化期間の設定について（協力依頼）

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

税関におきましては、不正薬物等社会悪物品のほか、知的財産侵害物品、大量破壊兵器関連物資、産業廃棄物、盗難自動車等の密輸の摘発を目的とし、常日頃より関係取締機関と連携するとともに、貴会会員の皆様のご協力を得ながら取締りを行っているところであります。

今般、知的財産侵害物品の輸出入抑制のための国民の皆様に対する啓発、更なる理解の促進、並びに、依然として国内に流入する知的財産侵害物品の発見・摘発を目的として、下記のとおり「知的財産侵害物品取締強化期間」を設定し、水際での取締りを強化することとしております。

本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、税関における知的財産侵害物品の取締強化にご協力をお願い申し上げます。

記

実施期間：平成 25 年 11 月 18 日（月）～11 月 29 日（金）

横浜税関ホームページアドレス

知的財産侵害物品取締強化期間

[http://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_kyoukakikan\(yokohama\)_201311.pdf](http://www.customs.go.jp/yokohama/notice/chizai_kyoukakikan(yokohama)_201311.pdf)

ニセモノやコピー商品などの知的財産侵害物品は、経済・産業の発展を損なうだけでなく、消費者の健康や安全も脅かすものです。